

女性に対する暴力根絶の  
ためのシンボルマーク

# 第5次ぐんま DV 対策推進計画 及び 困難な問題を抱える女性への支援計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画  
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画  
(令和6年度～令和7年度)

令和6年3月  
群馬県

## はじめに



配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVの根絶は、群馬県が目指す「誰一人取り残されることなく、県民一人ひとりが幸福を実感できる社会」の実現に向けて克服しなければならない重要な課題の一つです。

群馬県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の規定に基づく「ぐんまDV対策推進計画」を平成18年3月に策定して以来、5年ごとに見直しを行いながらDV対策を推進してきました。これまで、市町村において相談支援窓口の設置やDV対策基本計画の策定が進むなど、着実に成果を上げてきたところですが、依然として、被害を受けても誰にも相談していない方が約半数を占めるなど、取り組むべき課題が多くあります。

さらに、令和6年4月1日からは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「新法」という。）」が新たに施行されます。近年、女性が抱える問題が多様化、複雑化、複合化し、ニーズに的確に対応可能な新たな支援の枠組みが求められています。新法には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性相談支援センターを核とした寄り添い型の支援や民間団体との「協働」による支援等、必要な事項が定められました。

これらの状況を踏まえ、新法の新たな視点を取り入れた「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定いたしました。この計画では、相談窓口の認知度向上や中長期的なサポート体制の強化などの観点から6つの数値目標を設定しております。引き続き、市町村や関係機関、民間団体等と連携して、DV対策及び困難な問題を抱える女性に対する支援を一層推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり貴重な御意見をいただきました県民の皆様や関係機関の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

群馬県知事

山本 一太

# 目次

## 第1部 総論

---

1 基本的な考え方	
(1) 計画の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の対象	3
(5) 推進体制	3
(6) 計画の進行管理	3
2 計画の内容	
(1) 基本方針	3
(2) 基本目標	3
(3) 数値目標	3
(4) 施策体系	4
(5) 「第4次計画」の評価	5

## 第2部 基本目標と施策の基本的な方向

---

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	7
基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性の早期把握と相談体制の充実	8
基本目標Ⅲ 支援対象者の状態に応じた保護のための体制整備	12
基本目標Ⅳ 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実	14
基本目標Ⅴ 民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進	16

## 附属資料

令和4年度 DV に関するアンケート調査結果について	19
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	23
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	31
群馬県男女共同参画推進条例	36
困難な問題を抱える女性への支援の流れ	38
DV対策に関する国・県の動き	40
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要(チャート)	41
「配偶者等からの暴力」に関する相談窓口	42

# 第1部 総論

## Ⅰ 基本的な考え方

### (1) 計画の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の原因としては、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、個人の問題として片付けられないような社会的・構造的な問題も大きく関係しています。

配偶者等からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者等からの暴力の被害経験は、統計的には女性の割合が高く、女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。また割合は低いものの、男性の被害者も一定数存在します。

こうした中で、本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」等の規定に基づき、平成18年に「ぐんまDV対策基本計画」を策定し、平成31年に改訂した「第4次ぐんまDV対策推進計画（以下、「第4次計画」という。）」に基づき、配偶者等からの暴力の根絶に向けて施策を推進してきました。この「第4次計画」の計画期間が令和5年度をもって終了します。

また、女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）」が成立し、令和6年4月1日より施行されます。

両者は政策的に関連性が大きいため、本県におけるDVや困難な問題を抱える女性支援の実情を踏まえて一体化し、新たに「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

- ①「DV防止法」第2条の3の規定により都道府県が策定する基本計画
- ②「困難女性支援法」第8条第1項に基づき都道府県が策定する基本計画
- ③「群馬県男女共同参画推進条例」第4章（性別による差別的取扱いの禁止等）の推進及び「第5次群馬県男女共同参画基本計画」の基本目標4（女性等に対するあらゆる暴力の根絶）を達成するため、本県の取組を推進する計画
- ④「群馬県生活安心いきいきプラン」の基本目標Ⅲ-10（配偶者からの暴力を許さない社会を実現する）を達成するための個別実施計画

### (3) 計画の期間

令和6年度から令和7年度までの2年間とします。

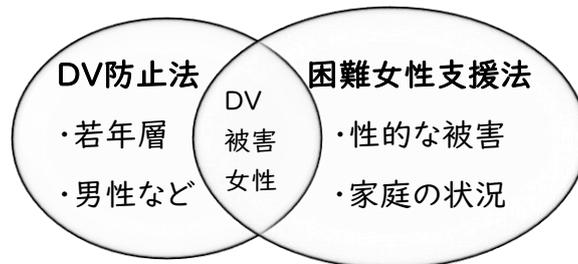
※令和8年度より、「群馬県男女共同参画基本計画」に統合予定

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第5次DV対策推進計画 及び困難な問題を抱える 女性への支援計画			統合				
群馬県男女共同参画基 本計画	5次計画	R3~R7	6次計画	R8~			

#### (4) 計画の対象

この計画で定める「暴力」の範囲は、「DV防止法」に基づく配偶者等からの暴力を対象としますが、実施にあたっては、配偶者等からの暴力に限定せず、家族その他親密な関係にある人によってなされる暴力についても配慮をします。

また、「困難女性支援法」で定める「支援対象者」は、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいいます。



#### (5) 推進体制

関係機関・団体で構成する「DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議」を設置して、課題や施策の実施状況等の情報共有を図りながら総合的に推進します。

#### (6) 計画の進行管理

この計画の重点施策に定める数値目標については、群馬県男女共同参画推進委員会において、毎年、進捗状況を評価し、県民に公表するものとします。

## 2 計画の内容

### (1) 基本方針

- ・DV対策の総合的な推進
- ・官民連携による困難な問題を抱える女性への包括的な支援

### (2) 基本目標

基本方針の実現に向けて、次の5つの「基本目標」を定めます。

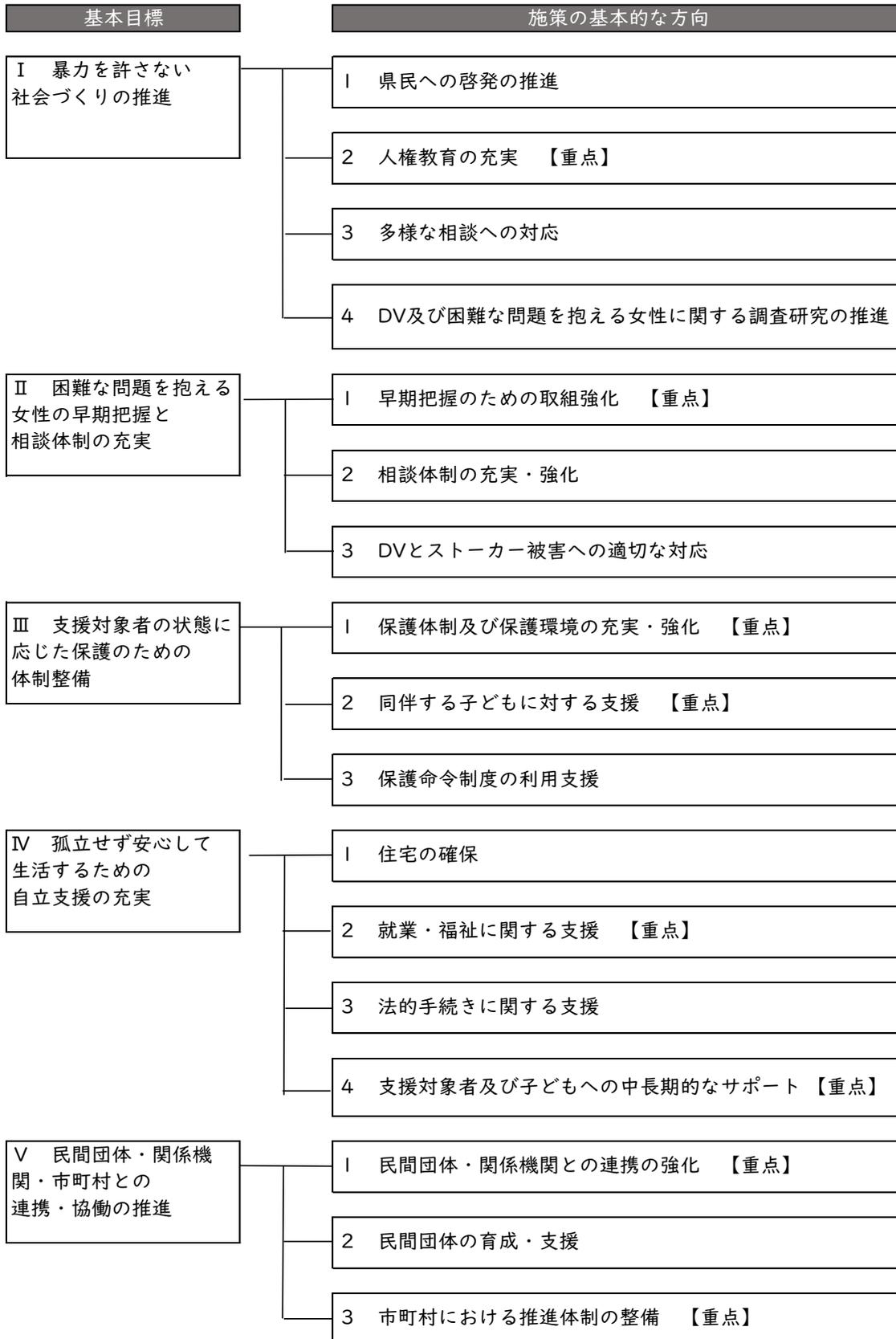
- I 暴力を許さない社会づくりの推進
- II 困難な問題を抱える女性の早期把握と相談体制の充実
- III 支援対象者の状態に応じた保護のための体制整備
- IV 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実
- V 民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進

### (3) 数値目標

基本目標を達成するための6つの「数値目標」を設定します。

基本目標	指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R7年度)
I	DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	37.2%	20.0%
II	アウトリーチ支援を行う団体数	4団体	5団体
III	一時保護委託先の数	9施設	14施設
IV	女性自立支援施設退所者のアフターケア実施率	36%	100%
V	配偶者暴力相談支援センター設置数	8か所	12か所
	市町村DV対策基本計画策定数	26市町村	28市町村

(4) 施策体系



### 3 「第4次計画」の評価

「第4次計画」では、4つの目標を設定し、それらの目標達成に向け、各事業を推進してきました。

「第5次ぐんま DV 対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」に反映させるため、令和4年度に課題や県民ニーズを把握することを目的とした「DVに関するアンケート調査」を実施するとともに、令和5年度に第4次計画の進捗状況等について各事業担当者と学識経験者による評価と課題抽出を実施しました。以下は、「第4次計画」の評価をまとめたものです。なお、現状と課題については、「基本目標と施策の基本的方向」に記載しました。

	指 標	基準値 (H29年度)	目標値 (R5年度)	結果
(1)	DV相談窓口等の認知度	90.3%	100%	91.7%
(2)	デートDVの認知度	55.2%	100%	86.2%
(3)	市町村配偶者暴力相談支援センター設置数	5か所	10か所	7か所
(4)	市町村DV対策基本計画策定数	13市町村	24市町村	26市町村

#### (1) DV相談窓口等の認知度

平成 29 年度の調査結果と比べ、DV 相談窓口等についていずれかを知っていると回答した割合が 1.4 ポイント増加しました。相談窓口等の認知度は向上していますが、引き続き、DV 防止啓発リーフレットや相談窓口カードの配布、女性に対する暴力をなくす運動等の広報活動を行う必要があります。

#### (2) デートDVの認知度

県内中学・高校・大学等へデート DV に関するリーフレットの配布や、DV 防止啓発の講師を派遣して講座を実施した結果、デート DV の認知度は、H29 年度の調査と比べ、31.0 ポイント増加しました。今後もデート DV の防止や相談窓口の周知のためにこれらの取組を継続して実施するとともに、より効果的な周知の方法や講座内容を検討する必要があります。

#### (3) 市町村配偶者暴力相談支援センター設置数

市町村配偶者暴力相談支援センターの設置数は、2 市で増加したものの、35市町村中7市町とまだまだ少ない状況です。DV 被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として対応できるよう、未設置の市町村に対して、配偶者暴力相談支援センター設置の一層の働きかけが必要です。

#### (4) 市町村DV対策基本計画策定数

DV 対策や被害者支援の施策を男女共同参画基本計画や総合計画の中に盛り込んでいる市町村は26市町村となり、目標を達成しました。しかし、主に町村において基本計画の策定が進んでおらず、計画策定の支援が一層必要です。

## 第2部 基本目標と施策の基本的な方向

## 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

### ◆現状と課題

すべての人には、安全・安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。暴力は、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、またその後の人生に大きな支障を来す場合もあります。なかでも、配偶者等からの暴力（いわゆるDV＝ドメスティック・バイオレンス）、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、インターネット上の暴力等は、重大な人権侵害です。また、配偶者等からの暴力は、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身に甚大な影響を及ぼすものです。

暴力を生み出さない社会の実現のためには、DVをはじめとするあらゆる暴力が重大な人権侵害であることを広く周知し、あらゆる場面で暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが大切です。そのためには、幼少期からお互いの人権を尊重することを基調とした人権教育や非暴力教育及び性的自己決定権を尊重する性教育に取り組むとともに、次世代を担う子どもを暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防啓発が重要です。

「令和4年度DVに関するアンケート調査」によると、配偶者や恋人等のパートナーから暴力被害の経験のある人は全体で22.0%と、約5人に1人が被害経験があると回答しています。また、暴力被害を受けた人のうち、46.6%が誰にも相談しなかったと回答しています。相談しなかった被害者の「相談するほどではない」、「自分にも問題がある」といった意識が相談することをためらわせてしまい、被害の発見が遅れ、問題が深刻化する場合もあります。DVは家庭内で行われるため外部からの発見が難しく、しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向があります。

県民1人ひとりが配偶者等からの暴力に関する正しい認識と理解をもち、被害者が躊躇せずに相談でき、支援を受けられるよう、必要な情報が確実に届く効果的な広報啓発に取り組みます。

### ◆施策の基本的な方向

#### 1 県民への啓発の推進

暴力を許さない社会づくりの推進のため、学校、家庭、地域社会などにおける人権意識の向上や、若年層に対する予防教育・啓発を行います。また、被害者やその近くの人が警察への連絡や関係機関への相談が行えるよう、DVについての理解促進と、相談窓口の周知を図るため、啓発冊子や相談窓口カードの配布等を進めます。

啓発リーフレット、相談窓口カードの作成・配布	生活こども課
ラジオ、HP等の活用による周知	生活こども課
女性に対する暴力をなくす運動	生活こども課
出前なんでも講座の実施	生活こども課 女性相談支援センター

#### 2 人権教育の充実 **重点**

教育活動全体を通じて、人権意識を高める教育や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。DVや性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、子どもたちが将来、加害者にも被害者にもならないために、発達段階に応じた指導を切れ目なく行います。指導者層も含め、予防教育・啓発の充実を図ります。

人権教育の推進	(教)義務教育課 (教)高校教育課 私学・子育て支援課
指導者層への講義等の実施	(教)義務教育課
人権教育指導者研修(社会教育)の実施	(教)生涯学習課

人権啓発専門員派遣	生活こども課
中学・高校・大学等へのデートDV防止啓発講師派遣	生活こども課
若年者向け啓発リーフレットの配布	生活こども課
学校指導者及び企業向けへのDV防止啓発講師派遣	生活こども課
人権教育推進協議会等における研修	(教)義務教育課 (教)高校教育課 (教)健康体育課

### 3 多様な相談への対応

被害者が、男性、外国人、障害者、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等であることにより、支援を受けにくいということにならないよう、被害者の様々な状況に配慮した適切な対応を行います。

男性電話相談の実施	生活こども課
外国人・障害者に対する支援情報の的確な伝達	女性相談支援センター
LGBTQ 等性的少数者への対応	生活こども課

### 4 DV 及び困難な問題を抱える女性に関する調査研究の推進

加害者の脱暴力化は、DV の防止を図ってために重要な課題です。国における加害者更生に係る調査研究を把握するとともに、その動向等を注視しつつ、情報収集に努めるなど適切に対応していきます。

加害者更生の検討	生活こども課 女性相談支援センター
DV及び困難女性に関する実態把握、調査研究及び情報収集	生活こども課



DV 防止啓発資料

#### ～女性に対する暴力をなくす運動～

毎年11月12日から11月25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。県では、この期間を中心に、県庁昭和庁舎のパープルライトアップやラジオでの広報、ぐんま男女共同参画センターでの企画展示等で広報することにより、DV防止に向けて県民一人ひとりの意識を高めていきます。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施にあたっては、児童虐待防止部門と合同で実施し、啓発効果をより一層高めます。



## 基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性の早期把握と相談体制の充実

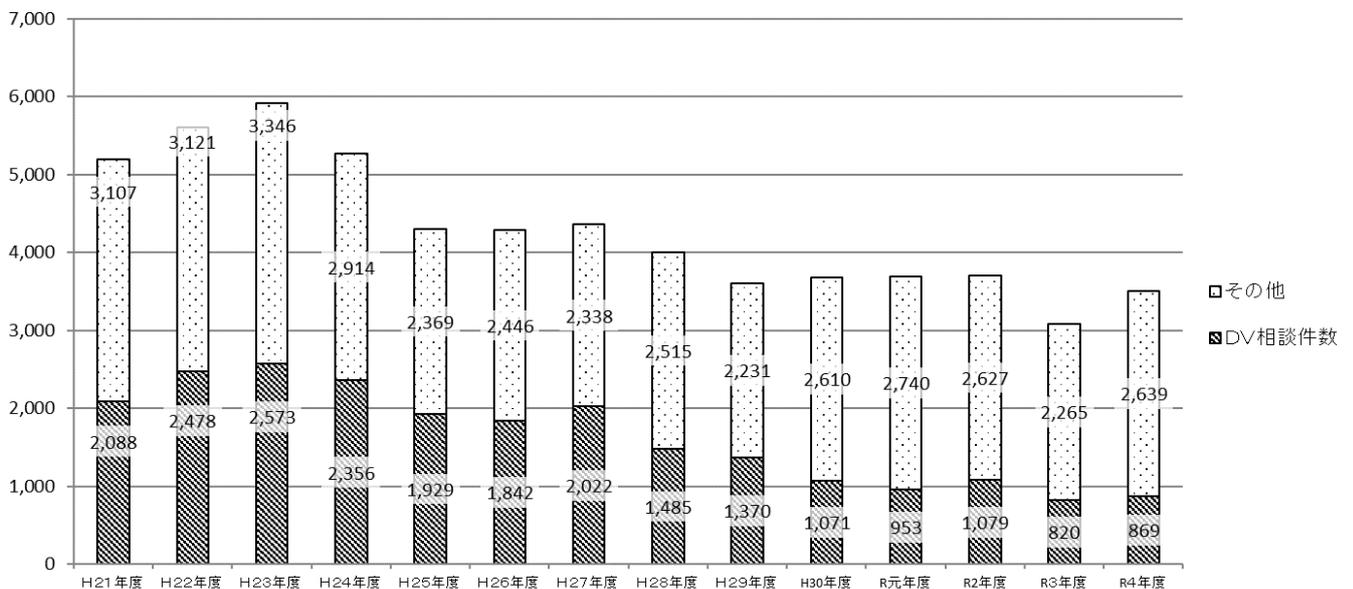
### ◆現状と課題

女性相談支援センター(※)では、女性からの様々な相談を受けており、その相談件数は年々減少傾向にあります。また、警察におけるDV相談受理件数も減少していますが、いまだ多くの支援対象者が相談まで至っていない可能性があります。DV被害者を含む困難な問題を抱える女性を早期に把握し、状況を深刻化させないためにも、相談できずにいる支援対象者や、当事者から相談を受ける可能性の高い身近な存在の人々に対して、早期に相談を促す啓発や相談しやすい環境を整えることが重要です。また、支援対象者が困難な状態から抜け出し安全な生活を送るためには、支援等の情報を入手し、自分自身で決定しながら、問題の解決に向けた行動がとれるようにすることが大切です。そのために、相談窓口が果たす役割は大きく、支援対象者の状況に配慮した適切かつ迅速な対応が求められます。

令和5年5月のDV防止法改正により、新たに精神的DVも保護命令の対象となりましたが、支援対象者は「相談するほどではない」、「相談してもむだ」といった意識を持っている場合もあるため、状況が深刻化する前に気軽に相談できる身近な相談窓口があることや、相談後の対応については支援対象者の意思が尊重されるということまで、広く周知することが大切です。

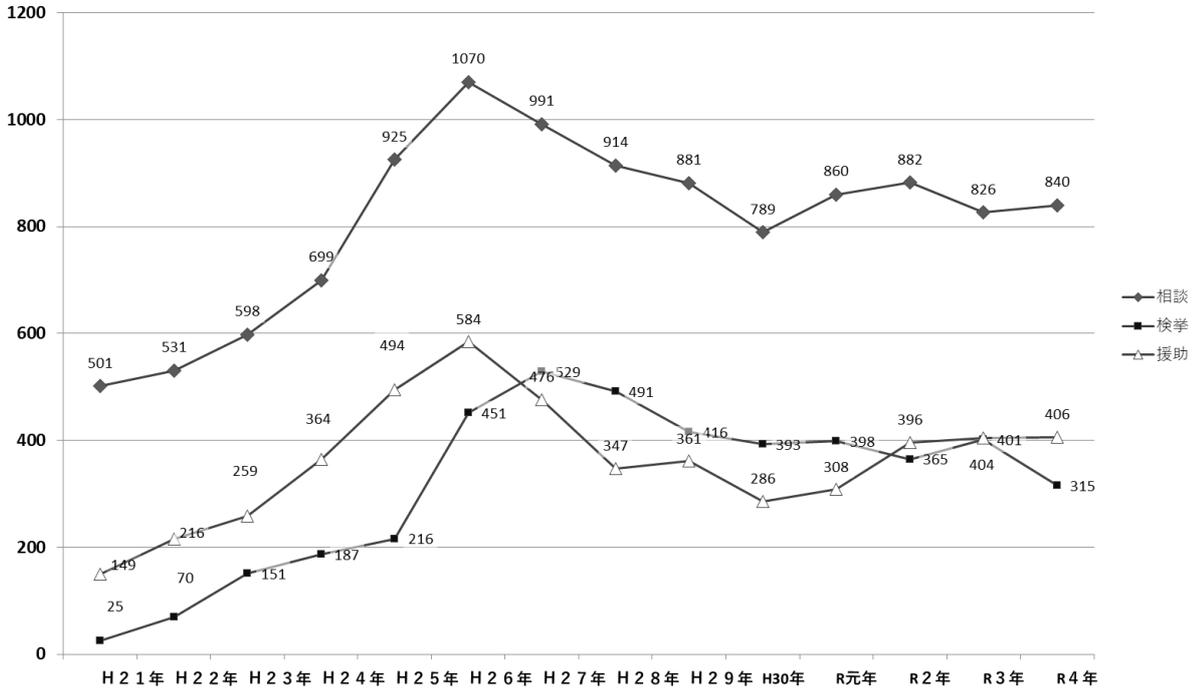
相談を受ける際には、支援対象者の置かれている状況を理解し、支援対象者の立場と意思を尊重した対応を行うことが重要であり、何度も窓口で状況説明をすることがないようにするなど関係機関が連携し、適切な支援につなげていくことが求められています。

### 女性相談センター及び女性相談所の相談件数の推移



※令和6年4月より「女性相談所」「女性相談センター」は「女性相談支援センター」へ統合・名称変更。

## 警察の相談・検挙・援助件数の推移



### ◆施策の基本的な方向

#### 1 早期把握のための取組強化 **重点**

相談に結びつきづらい傾向にある若年層へのアプローチとして、民間団体と連携して、SNSを活用した相談の実施や、アウトリーチ型の相談を実施し、困難な状況にある女性を早期に把握し、状態に応じた適切な相談機関に繋げます。また、日常の業務を行う中で困難を抱える女性やDVを発見する可能性が高いことから、医療・保健福祉・教育・児童相談等に従事する人に対し、発見から関係機関等への連絡までの対応方法や相談先の周知を図るなどの取組を強化します。

妊娠・出産支援(関係職員研修、妊産婦支援連絡票の運用等)	児童福祉・青少年課
出産・子育て応援交付金(伴走型相談支援等)	児童福祉・青少年課
生理用品の保健室への配置	(教)管理課
ぐんま高校生オンライン相談	(教)高校教育課
こころのオンライン相談@ぐんま	こころの健康センター
少年サポートセンターによる相談の実施	(警)子供・女性安全対策課
SNSを活用した相談の実施	生活こども課
アウトリーチによる早期把握	生活こども課
子どもの居場所との連携	生活こども課
DV相談対応マニュアルの改訂と活用	生活こども課

#### 2 相談体制の充実・強化

女性相談支援センターでは、さまざまな問題を抱える女性からの相談に対応しています。多様化、複雑化する相談に対応するとともに、相談の質の向上を確保するための体制の整備を進めます。

また、市町村や関係機関、民間支援団体と連携し、専門的な支援を切れ目なく行います。

女性相談支援センターの相談体制の強化	生活こども課 女性相談支援センター
女性相談支援員等による面談	女性相談支援センター
地域における関係機関との連携	女性相談支援センター
性犯罪被害相談電話(女性相談者専用電話)の設置	(警)広報広聴課
警察署における相談受理体制の充実	(警)広報広聴課
性暴力被害者サポートセンターの相談事業	生活こども課
ぐんま女性の健康・妊娠 SOS 相談センター事業	児童福祉・青少年課
市町村配偶者暴力相談支援センター設置支援	生活こども課 女性相談支援センター
関係機関の相談窓口担当者に対する研修の実施	女性相談支援センター
DV相談対応マニュアルの改訂と活用(再掲)	生活こども課
女性相談支援員等に対する研修	女性相談支援センター
臨床心理士等による相談員のメンタルヘルス対策	女性相談支援センター
医療関係者への啓発と通報への協力依頼	生活こども課
臨床心理士等による専門相談の実施	女性相談支援センター
精神保健相談	こころの健康センター 保健福祉事務所(障害政策課)
LGBTQ 等性的少数者への対応(再掲)	生活こども課

### 3 DVとストーカー被害への適切な対応

DV やストーカー被害等の被害者が、躊躇せずに被害を訴え、相談でき、支援を受けられるよう、被害者の心情に配慮した適切な対応や支援を推進します。

警察における被害者への支援措置	(警)人身安全対策課
緊急時の子どもの安全確保	(警)子供・女性安全対策課
児童相談活動・電話相談	児童相談所(児童福祉・青少年課)
通報を受けた際の適切・迅速な対応	女性相談支援センター
被害者の保護	(警)人身安全対策課
加害者の検挙及び加害者への指導、警告	(警)人身安全対策課

### ～ぐんま・ほほえみネット～

働くことや収入に関する不安、こころやからだの不調、家族のこと、DV の不安…。様々な不安や悩み、つらさを抱える女性を支えるため、民間団体等へ委託して「つながりサポート相談支援事業」を実施しています。

電話・メール・SNS 等により、相談員が不安や悩みを抱えた方のお話を伺うほか、アウトリーチ型相談や、同行支援を行います。

## 基本目標Ⅲ 支援対象者の状態に応じた保護のための体制整備

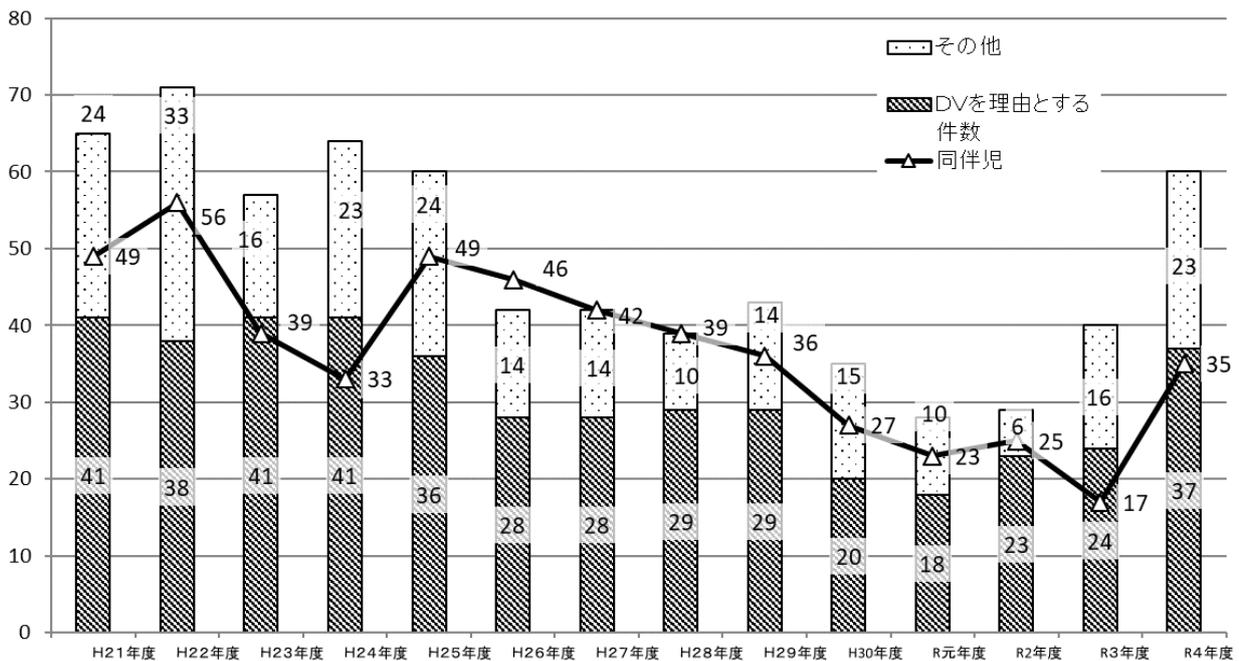
### ◆現状と課題

支援対象者の一時保護が可能な場所として、女性相談支援センターの一時保護所、民間団体が運営するシェルター、母子生活支援施設等が設置されています。民間シェルターについては、設置されていない地域があることから、地域性に配慮した一時保護機能を有する施設の設置を促進していく必要があります。さらに、困難な問題を抱える女性として、妊婦や障害のある方、外国籍の方、精神的なケアが必要な方など、多様な状態像の方の保護のための体制整備を進め、支援対象者の状態に応じて、また支援対象者の意向を踏まえて適切に支援を進めるため、多様な一時保護委託先を確保する必要があります。

また、支援対象者が安心して過ごせる保護環境を整備することも重要です。関係機関の連携を強化して、身体の安全を守るとともに、被害者の希望を考慮しながら、安心して過ごせる保護環境を整備することが課題です。官民連携により、信頼できる人間関係の中で、その人らしく生きることへの希望に繋げていく必要があります。

さらに、支援対象者が子どもを同伴する場合も多く、特にDVの目撃は子どもへの心理的虐待にあたることから、一時保護施設において支援対象者及び同伴児童への心のケアに取り組みます。

女性相談所における一時保護件数の推移



## ◆施策の基本的な方向

### 1 保護体制及び保護環境の充実・強化 **重点**

支援対象者とその子どもや親族等にとって、安全が確保されることは、何よりも重要です。支援対象者の状態に応じた、迅速かつ適切な保護を確保するため、関係機関と連携を図りながら、支援体制を整えます。また、支援対象者の意向を踏まえて適切に支援を進めるため、多様な一時保護委託先を確保します。

多様な状況に応じた適切な保護の実施	女性相談支援センター
通信機器等利用の検討	女性相談支援センター
民間支援団体との情報交換会の開催	女性相談支援センター
多様な支援対象者に応じた心理ケア	女性相談支援センター
DVトラウマ心理教育の実施	女性相談支援センター
一時保護所への安全な移送及び裁判所への同行支援	(警)人身安全対策課 女性相談支援センター
ぐんま女性の健康・妊娠 SOS 相談センター事業(再掲)	児童福祉・青少年課
広域的な対応	(警)人身安全対策課 女性相談支援センター
緊急時の子どもの安全確保(再掲)	(警)子供・女性安全対策課
民間シェルターの運営支援	生活こども課
苦情への迅速な対応	女性相談支援センター

### 2 同伴する子どもに対する支援 **重点**

DV を身近で見てきた子どもは、心の傷により心身の発達に影響を受ける可能性もあることから、子どもの状態を把握し、継続的な心のケアを行っていく必要があります。また、同伴児への学習支援や保育について、支援体制の充実を図ります。

子どもの心のケア	児童相談所(児童福祉・青少年課) 女性相談支援センター
精神保健相談(再掲)	こころの健康センター 保健福祉事務所(障害政策課)
被虐待児への心理教育の実施	女性相談支援センター
同伴児童への養育支援	女性相談支援センター
一時保護中の学習・保育機会等の確保	女性相談支援センター 児童相談所(児童福祉・青少年課)

### 3 保護命令制度の利用支援

県配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が速やかに必要な司法手続きを行えるよう情報提供を行っています。また、被害者が保護命令を申し立てた際などには、警察や配偶者暴力相談支援センターは裁判所からの求めに応じて書面提出や関係機関への連絡などを行います。

保護命令制度の申請支援	女性相談支援センター
被害者の安全確保	(警)広報広聴課
	(警)人身安全対策課

## 基本目標Ⅳ 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実

### ◆現状と課題

支援対象者が暴力のある生活から離れたり、新たな場所で自立して生活しようとしたりする場合、さまざまな問題に直面し、住宅や就業機会の確保、経済基盤の確立、心身の回復のためのケアなどの生活全般にわたる幅広い支援が必要となります。関係機関が相互に連携し、福祉や雇用等の各種施策を十分に活用しながら、継続的に支援することが重要です。また、支援対象者の中には、さまざまな悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。さらに、自立がすなわち孤立にならないよう、地域での生活再建を支える中長期的なサポートが重要です。官民連携で支援対象者との繋がりを緩やかに確保し続け、安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループへの支援を行うことも必要です。

また、暴力のある環境にいた子ども自身への支援も重要です。子どもが直接暴力の対象となったり、DVを目撃したりすることによる深刻な影響が明らかになっており、それは一時保護施設退所後も継続していることが多くなっています。子どもの心理的ケアについて、関係機関との更なる連携が求められます。

### ◆施策の基本的な方向

#### 1 住宅の確保

頼れる身寄りのない支援対象者は、生活の基盤である住宅確保にあたり、保証人の確保など自力では対応困難な事態に直面することが多くあります。支援対象者に対する情報提供や、入居しやすくするための支援を行います。

県営住宅入居に関する支援	住宅政策課
住宅確保要配慮者居住支援	住宅政策課
関係機関との連携による住宅確保の支援	女性相談支援センター
母子生活支援施設の利用支援	児童福祉・青少年課 保健福祉事務所（健康福祉課）
市町村への依頼（公営住宅優遇措置の実施等）	住宅政策課

#### 2 就業・福祉に関する支援 **重点**

地域で安定して生活するためには、経済的な自立が重要であり、就業情報の提供に加えて、職業訓練や給付金などの制度を活用した就業支援が必要です。生活費、医療費などの経済的な支援制度については、周知や利用が進んでいない制度もあるので、制度を積極的に利用し支援を促進していく必要があります。

女性の就職支援	労働政策課
高等職業訓練促進給付金等事業	児童福祉・青少年課
民間支援団体との連携による就労支援	生活こども課
関係機関との連携による被害者に対する就業支援の強化	女性相談支援センター
離職者等再就職訓練事業（母子家庭の母等の優先入校枠）	労働政策課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	児童福祉・青少年課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童福祉・青少年課
自立支援教育訓練給付金事業	児童福祉・青少年課
子育てに関する経済的支援（児童手当受給）	私学・子育て支援課
子育てに関する経済的支援（児童扶養手当受給）	児童福祉・青少年課
貸付金等（生活福祉資金貸付制度）	健康福祉課
貸付金等（母子父子寡婦福祉資金の貸付）	保健福祉事務所

	(児童福祉・青少年課)
ひとり親家庭子育て支援	児童福祉・青少年課
母子家庭等医療費補助	国保援護課
支援対象者への相談支援、生活保護制度の活用	保健福祉事務所(健康福祉課)

### 3 法的手続きに関する支援

保護命令の申立てや離婚手続きなどの法的支援について、今後も、関係機関と連携して周知や迅速な支援に努めます。

弁護士による法律相談の実施	女性相談支援センター
法的援助制度の情報提供	女性相談支援センター
市町村住民基本台帳担当窓口への被害者保護措置に関する制度周知、運用助言	市町村課

### 4 支援対象者及び子どもへの中長期的なサポート **重点**

困難な問題を抱える支援対象者は、身体的な影響のほか、PTSD・心的外傷後ストレス障害に陥るなど、心理的にも大きな影響を受ける場合があります。またその子ども・親族にとっても大きな影響があります。加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や同伴家族の心理的ダメージは、長期に渡ります。そのため、相談やカウンセリングについての情報提供を行うとともに、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職による心の相談を実施します。

また、支援対象者の心身の回復には、体験や感情、悩みを共有し、情報を交換しあうことが有効とされていることから、自助グループ等による継続的なサポートを実施します。

臨床心理士等によるカウンセリング	女性相談支援センター
女性相談支援センター一時保護施設退所者及び三山寮退寮者アフターケア	女性相談支援センター
精神保健相談(再掲)	こころの健康センター 保健福祉事務所(障害政策課)
民間団体への委託による自助グループの運営	生活こども課
警察による支援対象者及び親族等の安全確保	(警)広報広聴課 (警)人身安全対策課
保護施設退所後の安全対策 (安全対策の助言、警察への情報提供等)	女性相談支援センター
就学・入所手続き、個人情報の適切な管理等への協力依頼	私学・子育て支援課 (教)義務教育課 (教)高校教育課
児童相談所による支援	児童相談所(児童福祉・青少年課)
支援対象者の子どもの就学等に関わる適切な対応の依頼	私学・子育て支援課 (教)義務教育課 (教)高校教育課
支援対象者の子どもの保育等に関わる適切な対応の依頼	私学・子育て支援課
子どもの心のケア(再掲)	児童相談所(児童福祉・青少年課) (教)義務教育課 (教)高校教育課

## 基本目標Ⅴ 民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進

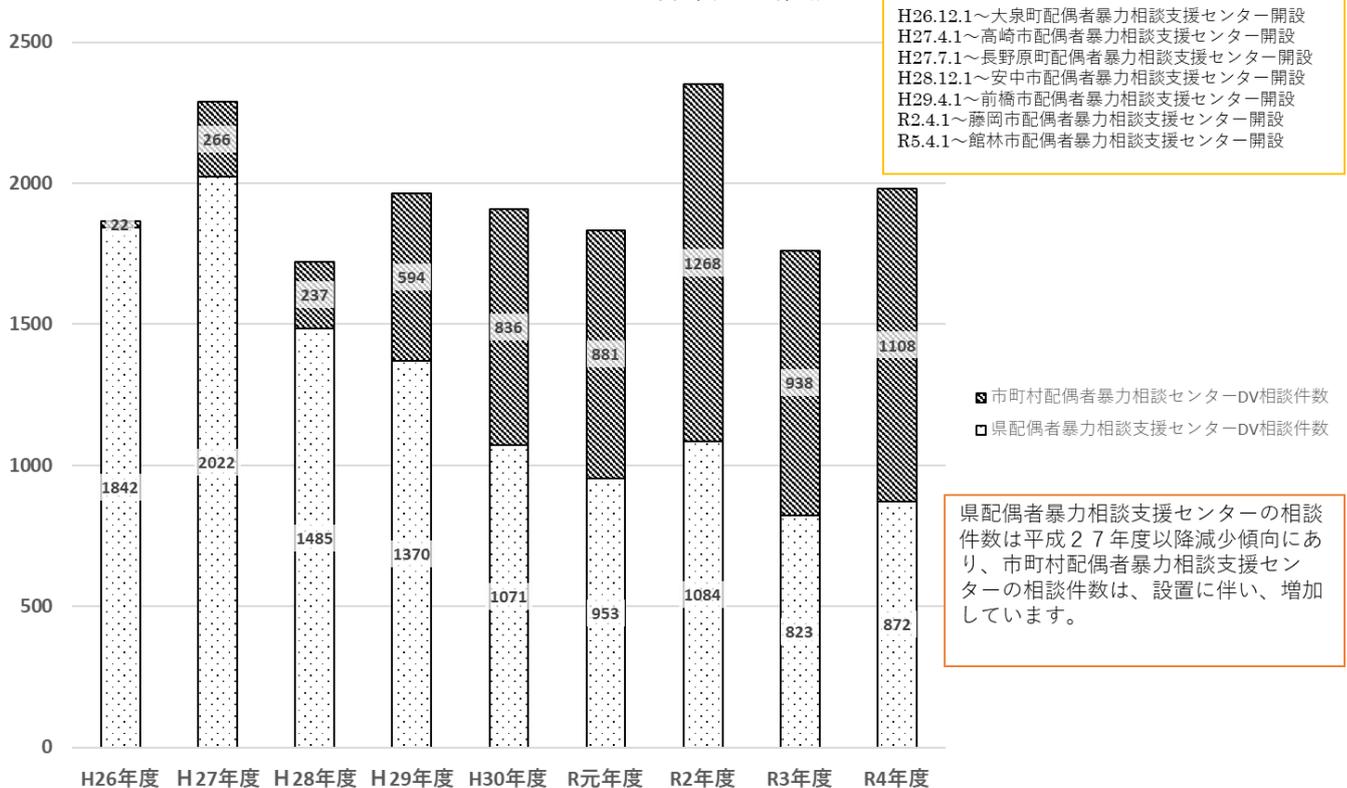
### ◆現状と課題

支援対象者の状態や課題に応じた保護やきめ細かな自立支援対策を推進するためには、さまざまな民間団体が協働していくことが必要です。県では、民間団体等と連携して支援対象者の支援を行うため、「群馬県女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク」を設置し、関係機関との情報共有を図るとともに、支援ネットワークづくりに取り組んでいます。令和6年度からは困難女性支援法に基づき、「DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議」を新たに設置します。民間団体の貴重なノウハウや人材の蓄積を生かしつつ、行政と相互に補完し、関係機関が連携して適切な支援を行うための体制の強化やネットワークづくりをより一層推進することが重要です。

支援対象者の個人情報については、関係者は支援対象者の安全を確保するために、細心の注意を払って管理することが大切です。一方で、支援対象者が安心して新しい生活を始めるためには、本人の了解を得たうえで、他の関係機関への適切な情報共有が行われる必要があります。県は、支援対象者に関する情報管理を適切に行うよう、市町村をはじめ関係機関等に周知徹底を図る必要があります。

また、DV対策や困難な問題を抱える女性への支援を総合的・計画的に推進するためには、市町村においてもDV基本計画や困難女性支援計画の策定に努める必要があります。さらに、困難を抱える女性を地域で支えられるよう、地域の支援機関ネットワークの整備と支援対象者が児童を同伴する場合は要保護児童対策地域協議会等との連携を促進していく必要があります。

県配偶者暴力相談支援センター及び市町村配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数の推移



## ◆施策の基本的な方向

### 1 民間団体・関係機関との連携の強化 **重点**

支援対象者の保護・自立に向けた施策は広範囲におよび、関係機関、団体も多岐にわたります。支援の中核的な機関である女性相談支援センターをはじめ、市町村、警察、裁判所、県内の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などとの情報交換、連携の充実を図ります。

支援調整会議等による施策の検討	生活こども課
支援調整会議の充実と活用	生活こども課
民間支援団体との情報交換会の開催（再掲）	女性相談支援センター
配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催	女性相談支援センター
孤独・孤立対策の推進	健康福祉課
各関係機関相談窓口との連携	女性相談支援センター (警)広報広聴課
継続的な相談・サポート体制の検討	生活こども課
民間支援団体との連携による就労支援（再掲）	生活こども課
関係機関との連携による支援対象者に対する就業支援の強化（再掲）	女性相談支援センター
民間団体への委託による自助グループの運営（再掲）	生活こども課
市町村配偶者暴力相談支援センター設置支援（再掲）	生活こども課 女性相談支援センター
関係機関の相談窓口担当者に対する研修の実施（再掲）	女性相談支援センター

### 2 民間団体の育成・支援

民間団体は運営基盤（人員体制、運営資金等）が脆弱で、継続して安定した事業運営を行うための支援が求められています。県では、民間団体を育成・支援するため、シェルターの整備、支援対象者への同行支援等の活動費用の一部を補助するほか、支援スタッフのスキルアップのために、支援担当者研修などの各種研修への参加機会の提供や、支援に関する情報提供を行います。

支援対象者支援に携わる人材の養成研修	生活こども課
女性相談支援員等に対する研修（再掲）	女性相談支援センター
民間シェルターの運営支援（再掲）	生活こども課

### 3 市町村における推進体制の整備 **重点**

住民に対して身近な場所で、相談から自立支援までワンストップで行うことにより、支援の迅速化や利便性の向上、安全の確保が期待されることから、市町村の配偶者暴力相談支援センター設置に向けて積極的に支援します。地域における円滑な支援ができるよう、市町村が中心となった地域の支援機関ネットワークの整備と要保護児童対策地域協議会等との連携を促進していきます。

市町村に対する基本計画の策定促進	生活こども課
市町村に対する配偶者暴力支援センターの設置促進	生活こども課
要保護児童対策地域協議会との連携	児童相談所（児童福祉・青少年課） 女性相談支援センター